

愛知県立佐織特別支援学校教育後援会規約

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は、佐織特別支援学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、愛知県立佐織特別支援学校に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は、愛知県立佐織特別支援学校教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育の振興寄与に必要な事業
- (2) 卒業生の福祉に関する必要な事業
- (3) その他必要と認められる事業

第三章 会員及び役員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 愛知県立佐織特別支援学校卒業生並びに卒業生の保護者
会員の入会期間は令和4年度以降の入会者は5年間、それ以前に入会したものは令和4年からの10年間とする。
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同し、会長が適当と認める者

第6条 本会に次の役員を置く。役員は会員より選出する

会長 1名、副会長 1名、書記 1名、会計 1名、監事 若干名、理事 若干名

第7条 役員の選出並びに職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は理事の互選により選出し、会務を総括し本会を代表する。
- (2) 副会長は理事の中から会長が指名し、会長を補佐する。会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は会員の互選により選出し、本会の事業達成のための重要な事項を協議する。
- (4) 会計は理事の中から会長が指名し、本会の経理を司る。
- (5) 書記は理事の中から会長が指名し、本会の記録及び庶務を司る。
- (6) 監事は理事の中から会長が指名し、会計を監査する。

第8条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。なお、役員に欠員を生じた場合は、第7条により補欠を選出する。後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

第四章 総会及び役員会

第9条 総会は年1回開催し、会長が議長となつて行う。

予算、決算、役員の選出、年間の事業計画並びに報告、規約の改正、その他必要事項について、総会の場において承認を得るものとする。

その他、会長が必要と認める場合は、臨時に総会を開くことができる。

第10条 役員会は必要に応じて、会長が招集する。

第五章 会計

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

第12条 会費は1000円とし、卒業時に納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月末日に終わる。

付 則 (1) この規約は、昭和62年10月1日より施行する。

(2) 昭和63年5月10日改正 (3) 平成15年8月3日改正 (4) 平成26年8月3日改正

(5) 令和2年7月1日改正 (6) 令和2年7月1日改正 (7) 令和4年7月1日改正

(8) この規約は、令和8年4月1日から廃止する。

備 考 第4条(1)～(3)に該当する事業内容

- (1) 児童生徒活動への援助
- (2) 進路開拓への援助
- (3) 各種学校行事等への援助
- (4) 卒業生への指導に対する援助
- (5) 各種研究会等への援助
- (6) PTA活動への援助
- (7) 同窓会への援助
- (8) その他